

4 納期
納期は四月一日から同月三十日までとし普通徴収の方法によりこれを徴収する。

(三頁へ讀く)

（五）電氣ガス

但し昭和十五年度分にかきその納期は八月一日から同月三十一日までとする。

① 荷事を取得しまたはそのつと申告せしめる規定を設ける。

② 徴収に關する措置を規定する。

（ロ）氣球、野明、電柱、鐵道看板、飛行看板、移動宣伝広告、音声を有する広告（広告物を営む者又はこれに類する者がする広告に限る）。

（ハ）電話金百分の十、乗車船券、入場券等に伴ふ広告。

（ニ）広告料金の百分の十

稅

① 税率
税率は電気又はガスの使用料金（使用料金相当額を含む）の百分の十とする。

② 徴収の方法
（ホ）建植看板、野立看板、照明等による広告（イ）及び（ロ）に該当するものを除く）
面積一坪又はその端数に

電氣事業者又はガス事業者から電氣又はガスの供給を受け料金を支払う者については、特別徴収の書（イ）に該当するものを除く）
年額 三百四十
一個につき十円

によりこれを徴収する。

3 電気・ガス税の不課税

生活保護法の規定による生活扶助を受ける者で電氣又はガスの使用料金を免除された者に対しては、(イ)の広告は広告開始の(ト)からしによる広告千個又はその端数につき五十円

2 試験期日は次のとおりとする

(イ) 前号の内(イ)(ロ)のうち

電氣ガス税を課さない。
日
4 納期及び納入の方法
(ロ) 前号の内(ニ)へ(ト)の広告は広告開始
特別徴収の方法により徴収する電氣ガス税の納入
期日はその翌月末日までとし普通徴収の方法によ

り徴収する電気がス税の納期は毎月分を翌月十五日から同月末日までとする

5 電気がス税の納期期限の延長

4 広告税納入期限及

(ロ) その他の広告 普通徴

(六) 広告税

税務署の認めた事項により、特に市長が特別な者に対しては納期限の延長を許すことができる旨の措置を規定する。

(イ) 特別徴収の方法

(ロ) 納期限

(ハ) 第一号の(ホ)に

毎月分を翌月十日まで

(ニ) 普通徴収による

1 税率
広告税の税率は

りとする。
(一) 汽車、電車、自動車、汽船、その他の交通運輸機関又は交通運輸車(ニ) 右以外の広告納税義務発生の日から五日以内に於て市長

定めた日まで
 5 広告費の納期限の延長
 災害その他の事由により、
 特に市長が認めた者に對
 しては納期限の延長を許
 す事が出来る旨の措置を
 6 広告業者の申告書
 務
 営業又はこれらに關す
 事項は、
 4 従來の延滞金に代へ
 延滞金及び延滞加算金の
 1割減を設ける
 5 次に掲げる市税は廢
 止する。
 東根附加税
 地租附加税
 条例第七條、法十七條參

る業務を開始し又は
しようとする者に対

その旨を申告せしめる義務を負はせる規定を設ける。

(七) 接客人税

1 接客人税の税率

特別所得税附加税
飲食業附加税
電気ガス税附加税
船舶税附加税
自動車税附加税
自衛隊員税附加税

2 接客人の非課税
 賦課期日現在において前
 月の賦課期日の翌日から
 引続き休業中の接客人に
 對する税附加税
 電話税附加税
 電燈税附加税
 木材取引税附加税
 漁業操業税附加税
 狩猟者税附加税
 養蠶者税附加税

賦課期日は毎月一日とし 納期はその月の末日まで として普通徴収の方法に よりこれを徴収する。	独立税 舟税 金庫税 と畜税 使用人税	対しては接客人税を課さ ない。 還却金利益力粉 入場税附加税
--	--	--

地方税法

第一節 市民税関
保

2. 前号以外の申告又は報告事項についての従来におり三万以下^のの過料を課することができざる官規を定める(後援債即資産の不申告に關する過料の項を参照)が、市内に住する個人に對しては均等割額及び所得割額を課する、但し前年に所得を有しなかつた者及び生

六条参照)
3 過誤納金を還付

分は未納に係る税金に充当税されない(法第二九
一)する場合は日歩四錢の加算(第一項)
算金を加算して還付し又はここに住所とは、その
は充当する規定を設けること生活の本拠のことで、その
十但しその過誤納であるからそれは元來唯一
とが納税者等の責に歸するべきであります

[illegible]

所得額による所得税 市民税の新旧(昭和24年度・昭和25年度)対照表

給 年		給 年			給 年			給 年			給 年			給 年		
年	別	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	
年	別	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	
6 万円	24	30,000	6,500		30,000	4,400		30,000	2,900		30,000	1,100		30,000		
	25	28,000	5,200	1,770	14,000	2,800	1,446	2,000	400	1,122	45,000	5,700	798	45,000	3,300	
8 万円	24	45,000	10,500		45,000	8,700		45,000	6,800		45,000	5,100		45,000	1,500	
	25	42,000	9,200	2,490	37,000	6,200	2,166	19,000	3,800	1,842	7,000	1,400	1,518	60,000	6,000	
10 万円	24	60,000	15,000		60,000	13,200		60,000	11,400		60,000	9,600		60,000	1,800	
	25	60,000	12,500	3,300	48,000	9,600	2,976	36,000	7,200	2,652	24,000	4,800	2,328	12,000	2,400	
12 万円	24	75,000	19,500		75,000	17,950		75,000	16,150		75,000	14,350		75,000	10,750	
	25	77,000	16,750	4,152	65,000	13,750	3,831	53,000	10,750	3,907	32,000	6,800	3,183	28,000	2,850	
15 万円	24	97,500	27,225		97,500	26,225		97,500	22,225		97,500	22,225		97,500	18,625	
	25	91,000	24,375	5,588	84,375	20,950	6,248	78,800	17,125	4,924	66,500	14,125	4,640	54,500	11,125	
20 万円	24	147,500	47,500		147,500	45,700		147,500	43,900		147,500	42,100		147,500	38,500	
	25	145,000	40,500	10,950	133,000	35,700	8,826	121,000	30,900	8,502	109,000	26,650	8,178	97,500	23,650	
25 万円	24	197,500	69,875		197,500	68,075		197,500	66,275		197,500	64,475		197,500	59,875	
	25	195,000	62,750	13,177	183,500	57,350	12,853	169,500	51,750	12,529	155,500	46,175	12,205	147,000	41,300	
30 万円	24	247,500	84,750		247,500	81,750		247,500	78,750		247,500	75,750		247,500	71,250	
	25	245,000	87,500	17,655	233,000	81,500	17,331	221,000	75,500	17,007	209,000	69,500	16,683	197,000	63,650	
40 万円	24	347,500	152,000		347,500	150,200		347,500	148,400		347,500	146,600		347,500	144,800	
	25	345,000	137,000	27,960	333,000	131,500	27,326	321,000	125,500	27,312	309,000	119,500	26,988	297,000	113,500	
50 万円	24	447,500	212,000		447,500	210,200		447,500	208,400		447,500	206,600		447,500	204,800	
	25	445,000	212,000	29,760	433,000	210,200	29,326	421,000	204,200	29,312	409,000	198,500	27,788	397,000	192,500	

第二表 専業所得者 均等割600円加算 州表とも市民税については扶養家族の軽減をしてありません(一人につき50円 最高300円まで) (註)市民税額は昭和25年度分である

所得年	所得者	扶養親1人				扶養親2人				扶養親3人				扶養親4人				扶養親5人							
		課税所得額	所得税額	市民税額	住民税額	課税所得額	所得税額	市民税額	住民税額	課税所得額	所得税額	市民税額	住民税額	課税所得額	所得税額	市民税額	住民税額	課税所得額	所得税額	市民税額	住民税額				
6万円	24	45,000	10,500	2,400	2,400	45,000	8,700	2,160	2,160	45,000	6,900	1,842	1,842	45,000	5,100	1,518	1,518	45,000	3,300	1,194	1,194	78,000	15,600	4,782	4,782
8万円	24	65,000	16,500	3,570	3,570	65,000	14,700	3,246	3,246	65,000	12,900	2,922	2,922	65,000	11,100	2,598	2,598	65,000	9,300	2,274	2,274	110,000	22,000	6,186	6,186
10万円	24	85,000	23,250	4,785	4,785	85,000	21,450	4,461	4,461	85,000	19,650	4,137	4,137	85,000	17,850	3,813	3,813	85,000	16,050	3,489	3,489	130,000	26,000	7,380	7,380
12万円	24	105,000	30,500	6,098	6,098	105,000	28,700	5,769	5,769	105,000	26,900	5,443	5,443	105,000	25,100	5,118	5,118	105,000	23,300	4,794	4,794	160,000	32,000	9,072	9,072
15万円	24	135,000	42,500	8,250	8,250	135,000	40,700	7,926	7,926	135,000	38,900	7,602	7,602	135,000	37,100	7,278	7,278	135,000	35,300	6,954	6,954	190,000	38,000	10,530	10,530
20万円	24	185,000	64,250	12,165	12,165	185,000	62,450	11,841	11,841	185,000	60,650	11,517	11,517	185,000	58,850	11,193	11,193	185,000	57,050	10,869	10,869	250,000	50,000	14,062	14,062
25万円	24	235,000	88,500	16,530	16,530	235,000	86,700	20,201	20,201	235,000	84,900	19,877	19,877	235,000	83,100	19,553	19,553	235,000	81,300	19,229	19,229	310,000	62,000	18,550	18,550
30万円	24	285,000	115,250	21,345	21,345	285,000	113,450	25,021	25,021	285,000	111,650	26,697	26,697	285,000	109,850	26,373	26,373	285,000	108,050	26,049	26,049	370,000	74,000	22,310	22,310
40万円	24	385,000	174,500	32,010	32,010	385,000	172,700	36,686	36,686	385,000	170,900	40,362	40,362	385,000	169,100	40,038	40,038	385,000	167,300	39,714	39,714	470,000	94,000	27,110	27,110
50万円	24	475,000	234,500	42,015	42,015	475,000	232,700	46,791	46,791	475,000	230,900	48,467	48,467	475,000	229,100	48,143	48,143	475,000	227,300	47,819	47,819	560,000	112,000	33,160	33,160
60万円	24	575,000	294,500	52,020	52,020	575,000	292,900	56,816	56,816	575,000	291,100	58,492	58,492	575,000	289,300	58,168	58,168	575,000	287,500	57,844	57,844	650,000	138,000	39,730	39,730

